

# 国分寺市の調達に関する基本指針

平成 19 年 7 月 18 日策定

## 第 1 制定の趣旨

市は、市政を推進するために、さまざまな「もの・人・サービス」を契約等により広く外部から調達しているが、それらは、市政の質に深くかかわるものである。そこで、市は、市政目標の実現に寄与すべき調達の基本的なあり方を明確化するため、「国分寺市の調達に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」を定めるものとする。

## 第 2 基本理念

市は、より良い地域社会の実現に向けて、不断に市政推進に取り組む必要がある。そして、それらの事業遂行に伴う様々な調達手続き（発注から履行完了時の検査及び検証・評価までを含む。以下同じ。）は、事業実現を担保するとともに、地域社会をも向上させる機能と役割が求められる。

そこで市は、様々な調達手続きにおいて、公正性、透明性及び競争性を発揮するとともに、地域社会や地域経済の向上に寄与する機能と役割を発揮することをこの基本指針の柱に定め、これを基本理念と位置づけるものとする。

## 第 3 市の責務

市は、市政執行に伴う調達手続きのあらゆる場面において、常にこの基本指針の具現化に努めるものとする。そのために市は、事業を実施するすべての部門において、調達に先立つ予算編成はもとより、施策の構想又は立案段階から常にこの基本指針を踏まえ、市政推進に努めるものとする。

## 第 4 市の調達にかかわる者の責務

市の事業を受注等する者又は受注等しようとする者（以下「市の調達にかかわる者」という。）は、市政を実現する事業の履行者又は履行予定者として社会的責任を負う立場にあることを重く受け止め、その調達手続きにおいて、常にこの基本指針の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第 5 基本目標

この基本指針に掲げる基本理念を具現化するため、以下のようにその基本的

な目標を明確化し区分する。

### 1 公平で公正な入札・契約制度の確立

市は、調達手続きの秩序を適正化し、公平で公正な入札・契約制度の確立に努めるものとする。

即ち、法令や社会水準に適合する適正な履行体制が確保されるための環境を整備するとともに、不信用・不誠実な者、低価格の入札、不適正な積算及び談合行為など、調達手続きの秩序を低下させ混乱させるさまざまな事象を予防・排除し、あわせて、それらが生じた場合の対応策を明確化するよう努めるものとする。

また市は、調達の手続きや手順に関する取り決めを明確化して調達環境の客観化を図るものとする。

### 2 品質を確保することができる入札・契約制度の確立

市は、調達において、最良の品質が最適な価格水準によって確保されるよう、手続きの適正化に努めるものとする。

また市は、調達しようとするものに品質等の基準や規格等が社会的に定められている場合、それらの適用を図るものとする。

### 3 市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立

市は、地域の経済振興に寄与すべき調達手続きを具現化し、それを推進するものとする。

また市は、市民協働による市政促進が発揮されるべき調達手続きの具現化を目指すものとする。

## 第6 個別目標

基本目標を施策として展開するため、市の調達が役割を担うべき目標を以下のように整理し、個別目標として定める。

### 1 「公平で公正な入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

#### (1) 社会的に適正な雇用水準の向上

市は、調達する事業において、適正な労働条件や賃金水準が確保される必要があるため、それらの実施状況を把握できる環境の整備を図るものとする。

また、市の調達にかかわる者は、常に労働関係法令を遵守することはも

とより、適正な労働条件及び賃金水準を確保するよう努めるものとする。

## (2) 元請と下請等における関係の適正化

市は、市の調達にかかわる者における施工体制や請負体制を適確に把握するものとする。

また、市の調達にかかわる者は、適正な履行体制を図るため、元請と下請等との間における手続きの適正化及び明確化の確保に努めるものとする。

## (3) 価格入札における秩序の適正化

市は、市へ損害を与えるような不当な入札価格及び行為等を調査・排除等する監視制度や仕組みを確立することにより、品質にふさわしい価格による調達手続が達成されるよう秩序の適正化を確立するものとする。

また、市の調達にかかわる者は、関係法令を遵守することはもとより、積算の内容等を明確な根拠に基づき説明する責任を負うものとする。

施策化の局面では、競争入札にふさわしい案件に対し落札率の低減化を促進して調達価格の適正化を図るものとする。

## (4) 社会的に公平な雇用の推進

市の調達にかかわる者は、障害者・高齢者などの就労困難者に対する雇用促進に努めるとともに、子育てを支援し男女平等を推進することにより公平な労働環境の向上を推進するものとする。

## 2 「品質を確保することができる入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

### (1) 価格以外の評価による調達方式の推進

市は、調達手続きのうち、価格による手続きがなじまないことが認められるものに対し、総合評価方式やプロポーザル方式など価格以外で評価・判断する調達手続きを整備するものとする。またそのために市は、係る調達手続きの対象とすべき事業と手続き方法を明確化するものとする。

### (2) 調達成績が検証・評価される仕組みの推進

市は、調達するものに対する安全性と信頼性を確保するため、履行中の事業の工程を進行管理等する手順や完了時の検査を客観的に評定する基準を整備してマニュアル化するとともに、専門的判断力を有する者の判定による適確な検証手続きを確立するものとする。

また市は、それらの検証結果を調達手続きへ適切に反映する仕組みを整備するとともに、市の調達にかかわる者の実績を適正に評価する環境を整備するものとする。

### (3) 地球環境へ配慮した調達の推進

市及び市の調達にかかわる者は、地球的規模で取り組む必要のある環境配慮対策を、調達手続きにおいて具現化するよう努めるものとする。また、そのために市は、調達に先立つ事業立案及び予算編成段階から、市が定める環境配慮に関するルールを念頭に置いた施策の推進に努めるものとする。

### (4) 客観的な調達手続きの促進

市は、調達に係る事務手続きについて、その根拠や考え方を明確に説明できる環境を確立するために、判断基準や事務マニュアルを整備して事務手続きの客観性、均一性及び透明性を図るものとする。

## 3 「市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

### (1) 地域社会向上へ寄与する調達の推進

市は、調達手続きにおいて、国分寺市の経済の活性化を図るため、市内事業者を対象に調達実績や市政への貢献活動等を評価に加味する仕組みの検討及び導入に努めるものとする。

### (2) 市民協働事業を活発化する調達の推進

市は、調達手続きにおいて、市民協働が促進されるために必要な仕組みや環境の整備に努めるものとする。また、その場合市は、市民協働に関する事業の成果が検証・評価される仕組みを整備するものとする。

## 第7 推進計画

市は、この基本指針に示した目標の具現化を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。なお推進計画は、そこに掲げられる事業が緊急性又は政策順位等を踏まえて展開される必要があるため、この基本指針とは別に定めるものとする。